令和元年７月２４日
第１層協議体【資料１】

清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱

平成 30 年９月５日訓令第 63 号

（目的）

第１条　この要綱は、清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（以下「協議体」という。）の設置について定めることにより、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第２項第５号に規定する被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業を実施することにより、生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援サービス等」という。）の充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

（設置）

第２条　市は、生活支援サービス等を担う事業主体と連携を図り、地域の支え合い体制づくりによって地域福祉の向上を推進できるようにするため、事業主体間における情報共有、事業改善等の協議を活発に展開させることを目的に協議体を設置する。

２　協議体の内、市全域を対象とするものを「第１層協議体」とし、市の各地域包括支援センター管轄圏域を対象とするものを「第２層協議体」とする。

３　第１層協議体には、第１層生活支援コーディネーター（清瀬市生活支援コーディネーター設置要綱（平成 27 年清瀬市訓令第 73 号）に規定する「清瀬市生活支援コーディネーター」をいう。）、第２層生活支援コーディネーター、第２層協議体に属するものの他、地縁組織、その他関係団体等が参画するものとし、第１層生活支援コーディネーターを中心とした取り組みを推進するためのネットワークを構築する。

４　第２層協議体には、第２層生活支援コーディネーター、地域住民、地縁組織、地域包括支援センター、地域において生活支援サービス等を提供する関係団体等が地域の実情に応じて参画するものとし、第２層生活支援コーディネーターを中心とした取り組みを推進するためのネットワークを構築する。

（所掌事項）

第３条　協議体は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）　生活支援コーディネーターの組織的な補佐に関すること。
（２）　地域資源及び地域支援ニーズの把握に関すること。
（３）　多様な関係主体間の情報共有及び連携強化等に関すること。
（４）　生活支援サービスの企画、運営及び協力に関すること。
（５）　地域資源開発に関すること。
（６）　その他、地域の支え合い体制づくりに必要なこと。

（組織）

第４条　第１層協議体は、次の各号に掲げる 25 人以内の委員をもって組織する。

（１）　社会福祉又は高齢者福祉の業務に従事する者
（２）　地域包括支援センターの職員
（３）　介護保険事業者

（4） シニアクラブ関係者
（5） 公益社団法人清瀬市シルバー人材センターの職員
（6） 民生・児童委員
（7） 清瀬市健康づくり推進員
（8） 生活支援コーディネーター
（9） 第2層協議体委員
（10） その他、市長が特に必要と認める者

2 第2層協議体の委員は、生活支援コーディネーター、地域住民、地縁組織、地域包括支援センター及び地域において生活支援サービス等を提供する関係団体等が自由に参加できるものとする。

（任期）

第5条 第1層協議体の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 第2層協議体の委員の任期は定めない。

（委員長及び副委員長）

第6条 第1層協議体に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、協議体を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 第2層協議体は、委員長及び副委員長を置かない。ただし、協議体の協議により必要に応じて役職等を置くことができる。

（会議）

第7条 第1層協議体の会議は、委員長が必要に応じて委員を招集する。

2 第1層協議体の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、協議体の会議に個人情報等が提示されるときは、出席委員の過半数の同意を得て、その会議及びその会議の議事内容を公開しないことができる。

4 第2層協議体の会議は、第2層生活支援コーディネーターが必要に応じて委員を招集する。

（関係者の出席）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を在任中又はその職を退いた後も漏らしてはならない。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年2月 14 日訓令第6号）

この訓令は、平成 31 年4月1日から施行する。